

内閣府	北方領土問題対策協会
-----	------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進を図る事業	四島交流事業の実施方法の見直し 広報啓発の重点化による効率化	23年度から実施 23年度中に実施	四島交流事業に使用する後継船舶の就航（平成24年度）に合わせ、事業の実施方法を見直すこととし、平成23年度中に具体的な結論を得る。 既存の広報啓発の方法を見直して重点化を図るとともに、低コスト型の活動を推進することにより、一層の効率化を図る。
02 北方地域旧漁業権者等に対する融資事業	事業の効率化	22年度から実施	引き続き業務の効率化を図る。

内閣府	沖縄科学技術研究基盤整備機構
-----	----------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01 先行的研究事業	事業の効率化	22年度から実施	引き続き業務の効率的実施を図る。
02 大学院大学設置準備活動	運営委員会の経費縮減	22年度中に実施	運営委員会は冲縄で開催するとともに、その開催経費を縮減する。
03 施設の整備	施設整備費の縮減	22年度から実施	第3研究棟を含め施設整備計画を見直すとともに、民間資金の活用にも努めること等により、施設整備費を縮減する。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容
04 職員宿舎の見直し	借上宿舎に係る法人負担分の見直し	23年度から実施	借上職員宿舎の使用料については、管理部門の経費を縮減する観点から扱いを検討する。
05 人件費の見直し	給与水準の適正化	22年度から実施	給与水準を引き下げ、現行の5か年計画を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を図る。
06	法人管理・運営の抜本的な見直し	22年度中に実施	実効的な権限を有する専任の事務局長を選任するとともに、予算執行管理の適正化を担保するための内部組織を認識し、事前・事後の確認を強化する。あわせて、監督官庁（内閣府）に報告・連絡するための仕組みを構築し、適正な管理・運営を担保する。
07	組織体制の整備	22年度から実施	平成23年度中に私立学校法に基づく学校法人への移行を目指しているところ、移行後における関係法令に基づいた適正な管理・運営を担保するための具体的な仕組みとして、例えば以下の事項について、学園を早急に検討する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な管理・運営のために学園が採るべき措置</li> <li>・定期的な連絡協議の開催等、内閣府との連携の確保に関する措置</li> </ul>

消費者庁 国民生活センター

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	広報事業			<p>当面、消費者庁と国民生活センターの役割分担について、消費者庁は消費者行政の司令塔として、法律の執行、政策の企画立案並びに消費者事故の収集、分析及び対応を行う。</p> <p>・国民生活センターは、地方の消費生活センターを支援するために相談支援、研修、商品テスト等を行うとの基本的な考えの下、業務の再編・整理を以下のとおり推進する。</p> <p>相談事業については、消費生活センターの支援に特化することとする。具体的には、現行の直接相談について廃止するとともに、それ以外の土日祝日相談及び終日相談については、法人の在り方を検討する中で、法人の事業としての廃止を含めて検討を行い、平成23年夏までに結論を得る。</p> <p>商品テストの事業については、製品評価技術基盤機構及び農林水産消費安全技術センターとの間で当該商品テストの一部を迅速に依頼できるようにするため、商品テストを行う具体的な項目についてあらかじめ協議する仕組みを構築する協定を締結する。また、民間検査機関の活用方策について具体化する。そのほか、消費者庁及び国民生活センターの各種ネットワークやシステムの構築・管理運営については、役割の抜本的な見直しを行い、業務を再編・整理する。</p>
02	情報・分析事業			
03	相談事業	消費者庁と国民生活センターの役割分担についての抜本的な見直し及びそれぞれに沿った業務の再編・整理	22年度中に実施	
04	商品テスト事業			
05	研修事業	研修施設における研修の廃止	23年度中に実施	
06	裁判外紛争解決手続（ADR）事業			相模原の研修施設で行う研修については、廃止することを前提にその後の研修の実施方法を検討する。
07	企画調整事業	事業の効率化	22年度から実施	事業の一層の効率化を図る。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容
08	不要資産の国庫返納	東京事務所	25年度中に実施 東京事務所を国庫納付する。
09	事務所等の見直し	相模原研修施設の廃止	24年度中に実施 相模原研修所については、研修施設としては廃止する。
10	取引関係の見直し	密接な関係を有する公益法人との関係整理	22年度から実施 事務所の場所、契約等を通じ密接な関係を有する社団法人全国消費生活相談員協会との関係を見直す。管理職手当の見直し等によりラシレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。
11	人件費の見直し	ラシレス指数の低減	22年度から実施 消費者庁の機能を強化する中で、独立行政法人制度の抜本的見直しと並行して、消費生活センター及び消費者団体の状況等も見つつ、必要な機能を消費者庁に一元化して法人を廃止することを含め、法人の在り方を検討する。
12	組織の見直し	法人の在り方を見直し	22年度から実施